

京都大学社会貢献推進検討委員会要項等新旧対照表

改正前	改正後
<p>京都大学社会貢献推進検討委員会要項 (平成14年10月22日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事(以下「担当理事」という。) (2) <u>渉外担当の理事</u> (3) 研究科の教授又は准教授 6名 (4) 研究所及びセンターの教授又は准教授 2名 (5) 附属図書館長 (6) 学務部長 (7) その他総長が必要と認める者 若干名 2～3 (略) (後略)</p>	<p>第3 } (同左) (1) } (2) <u>広報担当の理事</u> (3) } (4) } (5) } (同左) (6) } (7) } 2～3 }</p>
<p>京都大学IT戦略委員会要項 (平成24年4月10日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>企画担当の理事</u> (2) 総長が指名する理事 (3) 情報環境機構長(以下「機構長」という。) (4) 情報部長 (5) その他総長が必要と認める者 若干名 2～3 (略) (後略)</p>	<p>第3 (同左) (1) <u>情報担当の理事</u> (2) } (3) } (4) } (同左) (5) } 2～3 }</p>
<p>京都大学大学評価支援室要項 (平成16年12月7日総長裁定)</p> <p>第1 京都大学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価活動を支援するため、<u>企画担当の理事</u>(以下「担当理事」という。)の下に大学評価支援室(以下「支援室」という。)を置く。 (後略)</p>	<p>第1 京都大学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価活動を支援するため、<u>評価担当の理事</u>(以下「担当理事」という。)の下に大学評価支援室(以下「支援室」という。)を置く。</p>
<p>京都大学男女共同参画推進本部要項 (平成26年3月4日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第3 本部に、本部長及び副本部長を置く。 2 本部長は、<u>男女共同参画担当の理事</u>又は副学長をもって充て、副本部長は、総務部長をもって充てる。</p>	<p>第3 (同左) 2 本部長は、<u>男女共同参画担当の理事</u>をもって充て、副本部長は、総務部長をもって充てる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 (略) (後略)</p> <p>京都大学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程 (平成21年10月20日総長裁定)</p> <p>(前略) (使用に関する総括)</p> <p>第7条 本学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム及びロゴタイプ(以下「名義等」という。)の使用に関しては、<u>渉外担当の理事</u>が総括する。</p> <p>(中略)</p> <p>第9条 前条に定めるもののほか、<u>渉外担当の理事</u>が適当と認める団体等は、その指定されたものに本学の名義等を使用することができる。 (名義等の使用許可)</p> <p>第10条 次の各号に該当する場合は、<u>渉外担当の理事</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(1) } (略) (2) }</p> <p>第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合で、産官学連携本部長が当該使用に関し適当と認めたものについては、<u>渉外担当の理事</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(1)~(3) (略) (4) その他<u>渉外担当の理事</u>が適当と認める場合 (中略) (使用の取消等)</p> <p>第14条 <u>渉外担当の理事</u>は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。</p> <p>2 使用者以外の者が本学の名義等を使用した場合は、<u>渉外担当の理事</u>は、当該使用を中止させるものとする。</p> <p>3 (略) (後略)</p> <p>京都大学優秀女性研究者表彰要項 (平成20年9月9日総長裁定)</p>	<p>3 (同左)</p> <p>(使用に関する総括)</p> <p>第7条 本学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム及びロゴタイプ(以下「名義等」という。)の使用に関しては、<u>広報担当の理事</u>(以下「<u>担当理事</u>」という。)が総括する。</p> <p>第9条 前条に定めるもののほか、<u>担当理事</u>が適当と認める団体等は、その指定されたものに本学の名義等を使用することができる。 (名義等の使用許可)</p> <p>第10条 次の各号に該当する場合は、<u>担当理事</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(1) } (同左) (2) }</p> <p>第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合で、産官学連携本部長が当該使用に関し適当と認めたものについては、<u>担当理事</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(1)~(3) (同左) (4) その他<u>担当理事</u>が適当と認める場合 (使用の取消等)</p> <p>第14条 <u>担当理事</u>は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。</p> <p>2 使用者以外の者が本学の名義等を使用した場合は、<u>担当理事</u>は、当該使用を中止させるものとする。</p> <p>3 (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(公募)</p> <p>第3 優秀女性研究者賞選考委員会(第4に定める委員会をいう。)は、表彰を行おうとするときは、候補者を公募するものとする。</p> <p>2 前項の公募に関し必要な事項は、<u>男女共同参画担当の副学長</u>(以下「担当副学長」という。)が定める。</p> <p>(優秀女性研究者賞選考委員会)</p> <p>第4 優秀女性研究者賞及び奨励賞の選考を行うため、本学に優秀女性研究者賞選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>担当副学長</u></p> <p>(2) <u>研究担当の理事</u></p> <p>(3) その他総長が必要と認める者 10名程度</p> <p>4 前項第3号の委員は、人文・社会科学又は自然科学の学問分野を専門とする委員各同数程度とし、総長が委嘱する。</p> <p>5 第3項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5 委員会に委員長を置き、<u>担当理事</u>をもって充てる。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>(公募)</p> <p>第3 (同 左)</p> <p>2 前項の公募に関し必要な事項は、<u>男女共同参画担当の理事</u>が定める。</p> <p>(優秀女性研究者賞選考委員会)</p> <p>第4 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>(1) <u>総長が指名する理事又は副学長</u></p> <p>(2) その他総長が必要と認める者 10名程度</p> <p>4 前項第2号の委員は、人文・社会科学又は自然科学の学問分野を専門とする委員各同数程度とし、総長が委嘱する。</p> <p>5 第3項第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5 委員会に委員長を置き、<u>第4第3項第1号の委員のうちから総長が指名する</u>。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>附 則</p> <p>この要項は、平成26年10月1日から施行する。</p>